宮古島市天然ガス資源利活用事業化基本計画策定委託業務

仕様書

本仕様書は、「宮古島市天然ガス資源利活用事業化基本計画策定委託業務」における業務内容及び要件等を定めるものであり、事業者は本仕様書、委託業務契約書、その他関係諸法令に従って業務を執行することとする。

業務の詳細については、事業者の提案を基に双方協議のうえ決定する。

１．業務名

宮古島市天然ガス資源利活用事業化基本計画策定委託業務

２．業務の目的

本業務は、宮古R-1号井から生ずる天然ガス資源を利活用した事業化を図り、その基本計画を策定するものである。

３．業務の具体的内容

（１）事業化基本計画の策定

　　　①　温浴施設の基本計画策定

　　 　　 a．宮古R-1号井の温泉利用に向けた基礎調査の実施

　　　　　 b．その他

　　　②　利活用実施計画書（H28）を踏まえた継続事業

　　 　　 a．陸上養殖関連調査の実施

　　　　　 b．鉱業法関連事項への対応（鉱山保安管理を含む）

　　　　　 c．広域展開に向けての検討

　③ 『実証･調査事業』との連携

　　　 別発注の『平成29年度宮古島市天然ガス資源利活用事業化（温泉・農業利用）に係る実証･調査事業』との連携。

④ 宮古島市天然ガス資源利活用事業化基本計画の策定

①②及び別発注の『平成29年度宮古島市天然ガス資源利活用事業化（温泉・農業利用）に係る実証･調査事業』との連携を図り、宮古島市天然ガス資源利活用事業化基本計画を策定する。

なお、実施に当たっては、業務内容・業務実施体制・実施スケジュール詳細等を示した実施計画を策定し、本市の承認を得ること。なお、実施する業務内容については事業者側の提案を基に本市と協議のうえ決定する。

（２）業務責任体制の明確化等

　　本業務の実施に必要な能力・資格・経験を有する管理責任者及び担当者を定めると　ともに、業務実施体制を明らかにすること。また、受託期間中は、専任担当者(本市との連絡調整担当者)を配置すること。

（３）許認可手続き

　　本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた各許認可の手続きについては、原則として受託事業者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要となる手数料等の経費については、契約額に含むものとする。

（４）資料の保存と提出

　　　本仕様書で収集並びに作成した資料のほか、日常の運用業務で作成・使用した資料類を保存し提出すること。

４．再委託の制限

　（１）一括再委託は原則認めない。

　（２）再委託の承認

　契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面　により相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載し提出した上で、市の承認を得なければならない。

５．経理

　（１）本件事業の実施にあたっては、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入　　　額及び支出額を記載し、使途を明らかにしておくこと。

　（２）費用の支出内容を証する書類は、閲覧に供することができるように整備し、会計　　　帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存すること。

６．履行期限

　契約締結日から平成30年3月9日(金)まで

７．成果品

（１）業務成果報告書

　保存版 　　　　　　　　　　　　　　　　　50部

（２）本業務において収集並びに作成した資料類 　　1部

（３）報告書並びに資料等の電子データ 　　　　　　1式

８．納入場所

　沖縄県宮古島市平良字西里186番地

　　宮古島市役所企画政策部エコアイランド推進課内

９．知的財産権等の扱い

　 委託業務の実施により取得した知的財産権等については、宮古島市に属する。

１０．その他

（１）資料の提供及び説明等の協力

本業務の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果品以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ積極的に協力すること。

（２）瑕疵担保責任

本業務の成果品に対する瑕疵の取り扱いについては、受託事業者の瑕疵担保責任期間を引き渡しの日から2年間とし、隠れた不具合、不良等を発見した場合は速やかに無償で是正しなければならない。

（３）業務適用範囲の確認

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について疑義があるときは本市と協議することができる。